

第2期 柏原市浄化槽整備推進事業

実施方針

令和4年8月3日

柏原市

第2期 柏原市浄化槽整備推進事業に関する実施方針

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第5条第3項の規定により、第2期 柏原市浄化槽整備推進事業に関する実施方針を公表する。

令和4年8月3日

柏原市 下水道事業
柏原市長 富宅 正浩

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名

第2期 柏原市浄化槽整備推進事業

(2) 事業の目的

柏原市(以下、「市」という。)は、生活排水の適正な処理を促進し、市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的として、公共下水道全体計画区域以外の区域であって、別に下水道事業の管理者の権限を行う市長が定める区域(以下、「整備区域」という。)において浄化槽を整備する。

本事業は、民間のノウハウ等を活用することにより、浄化槽の設置業務並びに設置された浄化槽及び寄附を受けた浄化槽の維持管理業務(汚泥清掃、収集運搬業務を除く。以下同じ)を市の財政負担の軽減を図りながら効率的に実施する。

(3) 事業概要

本事業は、柏原市浄化槽整備推進事業の第2期事業(以下「第2期事業」という。)とする。

1) 事業の内容

- ①整備区域において、概ね150基の浄化槽の設置を目標とする。
- ②第2期事業で設置された浄化槽並びに市が寄附を受けた浄化槽の維持管理及び軽微な補修を行う。
- ③平成25年度から実施し、令和4年度に終了する浄化槽整備推進事業(以下「第1期事業」という。)で設置された浄化槽並びに市が寄附を受けた浄化槽の維持管理及び軽微な補修を行う。
- ④浄化槽の設置に係る本事業への相談や浄化槽の設置を促進するための市民に向けた啓

発活動などに対応する住民サービス業務を行う。

2) 事業期間等

事業期間は令和5年4月1日から令和13年3月31日までの8年間とする。PFI法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「PFI事業者」という。）は、この期間、浄化槽の設置工事、維持管理及び軽微な補修を行う。

3) 事業の実施方法

①PFI事業者は、整備区域の住民に対し、PFI方式による第2期事業について広報及び啓発を行う。

②浄化槽の設置を希望する者（以下「申請者」という。）は、PFI事業者を経由して市に設置申請書を提出する。

③PFI事業者は、申請者と工事計画等を協議し、その結果を市に報告する。

④市が工事計画等を承認した後、PFI事業者は、市が提示した仕様に基づいて浄化槽の設置工事を、自らの責任により実施する。

⑤完成した浄化槽は、市の完了検査を受けなければならない。また、完成した浄化槽は、申請者が所有する施設部分を除き、PFI事業者が所有する。

⑥PFI事業者は、浄化槽の設備及び管理状況に関する電子データを市と共有する。

⑦PFI事業者が所有する浄化槽は、使用開始届が受理された日を持って、市が当該浄化槽の管理権を取得する。

⑧市は、完成した浄化槽について、原則として建設年度内に予算の範囲で買取り事業を実施し、浄化槽の所有権を市に移転する。

⑨市は、PFI事業者に維持管理業務を委託する。維持管理業務の内容は、保守点検、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条及び第11条に基づく検査及び軽微な補修とする。ただし、汚泥清掃、収集運搬業務については、別途本市の許可業者と契約予定とする。

⑩PFI事業者は、浄化槽の汚泥清掃業者と協力し、遅滞なく業務を遂行する。

⑪市は、整備区域において、既設浄化槽の寄附を受け、市の浄化槽として管理することができる。この場合、市は、PFI事業者に当該浄化槽の維持管理業務を委託する。

⑫浄化槽の設置工事に係る費用のうち、買取り事業の対象外の費用については、申請者の負担とする。

(4) 事業実施のスケジュール（予定）

| | | |
|-------|----|-----------------|
| 令和5年 | 2月 | 事業契約の締結 |
| 令和5年 | 4月 | 浄化槽の設置及び維持管理の開始 |
| 令和13年 | 3月 | 事業完了（事業契約終了） |

(5) 遵守すべき法令等

PFI 事業者は、本事業を実施するにあたり、浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、その他の関係法令等を遵守するものとする。

2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定の基準

市は、この事業を PFI 法に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することにより、財政資金の効率的活用が図られることが期待できる場合は、特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定基準

本事業を特定事業として選定するにあたっては、次の客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ①コスト算出による定量的評価。
- ②PFI 事業として実施することの定性的評価。
- ③選定事業者に移転されるリスクの評価。
- ④①から③までに掲げる事項の総合的評価。

(3) 公表方法

本事業を特定事業とした場合は、その結果を市のホームページにて公表する。

3. PFI 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定の方針

本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら PFI 事業者を選定する。選定方式は、技術提案及び価格提案等の内容を総合的に審査し、その評価の高い事業者の順に交渉権を付与する公募型プロポーザル方式によることとする。

(2) 募集及び選定のスケジュール（予定）

| 項 目 | 予 定 |
|-------------------|-----------|
| 特定事業の選定及び公表 | 令和4年 8月中旬 |
| 募集要項等の公表 | 令和4年 9月上旬 |
| 募集要項等に関する質問の受付 | 令和4年 9月上旬 |
| 募集要項等に関する質問への回答公表 | 令和4年 9月中旬 |

| | |
|------------------|-----------|
| 応募受付・資格審査 | 令和4年 9月下旬 |
| 資格審査結果の公表 | 令和4年10月中旬 |
| 提案書の受付・締切 | 令和4年10月中旬 |
| 提案書の審査及び候補者等の選定 | 令和4年12月下旬 |
| 審査結果の公表 | 令和5年 1月中旬 |
| 基本協定の締結 | 令和5年 1月下旬 |
| 特別目的会社（SPC）の設立 | 令和5年 2月上旬 |
| 事業契約の締結・事業者決定の公表 | 令和5年 2月下旬 |

(3) 応募者の参加資格要件

1) 組織形態

①応募者は、単独の民間企業又は複数の民間企業等（以下「応募グループ」という。）のいずれかとする。

②応募者は、令和3・4年度柏原市入札参加有資格者名簿において、「土木工事」、「建築工事」、「管工事」のいずれかで登録しているものとする。

ただし、応募グループにおいては1社以上が上記いずれかで登録しているものとする。

③応募者は、候補者等として基本協定を締結した後、本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）に先立ち、特別目的会社（以下「SPC」という。）を株式会社として柏原市内に設立しなければならない。

ただし、第1期事業の契約者においては、現在実施している事業のSPCであることから新たにSPCを設立することは不要とする。

④応募グループは、その中の1社を代表企業として、本事業に係る応募及び事業実施の総括責任者を定めるものとする。

2) 応募者の構成

応募者の構成は、次の①から③までのすべての要件を満たすものとする。

①応募者の構成員の変更は認めない。ただし、市が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

②応募者の構成員以外の民間企業で、PFI事業開始後、SPCから業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」という。）がある場合は、当該協力企業の名称等を明らかにすること。

③応募者の構成員となった者は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市とSPCとの事業契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が、協力企業となることはできる。

3) 欠格条項

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

- ②市の指名停止措置を受けている者。
- ③最近1年間において、国税又は地方税に未納の税額がある者。
- ④柏原市暴力団排除条例（平成25年12月20日条例第27号）第2条第6号、第7号若しくは第8号に規定する者又は同条第7号に規定する暴力団の利益になるおそれがある者。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。
- ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- ⑦個人情報のために必要な処置（（一般）日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等）を講じていない者。

4) 業務執行能力及び財務能力

- ①本事業をPFI事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。
- ②本事業を円滑に遂行するために必要な、健全で安定的な財務能力を有していること。

5) 留意事項

- ①浄化槽の設置、維持管理業務の実施にあたっては、法令に基づき一定の資格が必要であるが、応募時点で、応募者又は応募グループがその資格の全てを取得している必要はない。この場合、応募者又は応募グループは、提案書において、必要な業務を他に請負わせる等により、自らの責任において当該業務を遂行する能力があることを証明すること。
- ②選定された応募者は、事業契約締結までに、SPCを株式会社として設立すること。
- ③PFI事業者は、事業契約締結後、速やかに本事業推進のために、設置及び維持管理業務に係る基本的な業務分担表を市に提出し、着手までに市の承認を得るものとする。
- ④PFI事業者は、PFI事業の趣旨を理解し、本事業を効率的かつ効果的に実現することが求められるものであり、募集要項では、浄化槽関係者にとどまらず、浄化槽分野以外の分野からの新規参入者を広く求めるものとする。

(4) PFI事業者の選定

- ①市は、原則5人以上で構成する「プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）の審査に基づき、応募者に順位を付して選定し、第1順位の応募者を候補者、第2順位の応募者を次順位候補者とする。
- ②市は、候補者とPFI事業契約の内容に関する協議を行い、協議が整った場合は、当該候補者をPFI事業者とする。
- ③候補者との協議が整わなかった場合は、次順位候補者と協議を行い、協議が整った場合

は、当該次順位候補者を PFI 事業者とする。

④次順位候補者との協議が整わなかった場合は、事業者選定手続きをやり直すものとする。

(5) 審査結果の公表

委員会における候補者決定結果については、委員会手続き完了後、市のホームページにて公表するものとする。

(6) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、市に帰属しないが、公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は応募者の承諾を得て、これを無償で使用することができるものとする。

4. PFI 事業者の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、より安価で質の高いサービスの提供を目指すため適正にリスクを分担しようとするものである。

原則として、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担することとする。

不可抗力、法令変更等、市又は PFI 事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるリスクについては、市と PFI 事業者との役割分担及びリスクへの対応能力の観点からリスクを分担することとする。

本事業においては、浄化槽の設置及び維持管理業務についての責任は基本的に PFI 事業者側に帰すべきものであることから、PFI 事業者が設置した浄化槽の機能については、原則として PFI 事業者のリスクとして性能を保証する。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と PFI 事業者とのリスク分担は、原則として別紙 1 の「リスク分担表」によるものとし、具体的内容については募集要項等で明示し、最終的には PFI 事業契約書等において明文化する。

(3) 監視

①市は、PFI 事業者が提供するサービス内容の確認及び PFI 事業者の財務状況を把握するため、PFI 事業者に対して定期的に業務状況の報告等を求めることができる。

②市は、PFI 事業者が事業契約書で定める仕様又は条件に違反した場合は、PFI 事業者に対して改善措置を求めることができる。報告及び改善措置の方法、内容等については、事

業契約書等で定める。

5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 浄化槽を整備すべき区域

別紙2「第2期 柏原市浄化槽整備推進事業 浄化槽整備区域」参照

(2) 施設の技術基準

浄化槽の性能は高度処理型（高度窒素除去）の性能を有するものとし、関連管渠建設及び維持管理に関する技術基準が、国、大阪府等の技術基準を満足するものとする。

6. 事業協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

①市とPFI事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市とPFI事業者とが、誠意をもって協議するものとする。

②事業契約に係る紛争を解決するための訴えは、柏原市役所の所在地を管轄する次の裁判所に提起するものとする。

○大阪地方裁判所堺支部 大阪府堺市堺区南瓦町2番28号

7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、市及びPFI事業者は、その責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。事業の継続が困難となる事由及び修復その他の措置については、概ね次のように区分する。

| 事業の継続が困難となる事由 | 修復その他の措置 |
|---|----------------------------|
| 市に起因して発生した事由 ①買取り事業の遅延 ②維持管理業務に係る委託費の支払遅延 | ①つなぎ融資のあっせん ②同上 |
| PFI 事業者に起因して発生した事由 ①住民トラブルの著しい発生 | ①市が対応し、PFI 事業者は市に損害賠償 |
| 不可抗力事由 ①著しい天変地異 | ①市及び PFI 事業者の両者で事業継続について協議 |

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

上記（１）の措置を講じたにも拘らず、事業の継続が困難となった場合は、当該事業に係る資産の取扱いを含め、PFI 事業契約の規定に従い、事業を終了する。

| 項目 | 資産の取扱い | |
|-------|---------------------------------|-------------------------|
| 損害賠償金 | 市に起因して発生した場合 | 損害額を PFI 事業者へ |
| | PFI 事業者に起因して発生した場合 | 損害額を市へ |
| | 不可抗力事由による場合 | 継続又は打切りのいずれの場合も、原則として無し |
| 資産の帰属 | 市及び PFI 事業者の両者で協議（完成資産のみ市が引き継ぐ） | |

8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

（１）法制上及び税制上の措置

PFI 事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

（２）財政上及び金融上の支援

市は、PFI 事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、これらの支援を PFI 事業者が受けることができるよう努めるものとする。ただし、損失補償等については、この限りではない。

（３）その他の支援

市は、PFI 事業者が事業を実施するにあたって必要な許認可等に関し、必要に応じて協力を行う。

9. その他特定事業の実施に関し必要な事項

（１）債務負担行為等

市は、本事業に関して、PFI 事業者からの買取り事業の予算確保、債務負担行為の設定等、必要な事項について措置するものとする。

（２）応募に関する費用負担

本事業の応募に要する一切の費用については、応募者の負担とする。

（３）実施方針に関する意見等の受付及び回答（予定）

本実施方針に関する意見又は質問がある場合は、別紙 3「実施方針に関する意見書・質問書」の様式を用いて、「下記（４）提出先」宛てに持参により、以下の期間内に提出す

ること。なお、電話・口頭・メール・FAX・郵便での意見、質問は受け付けない。

質問及びその回答については、原則として市のホームページにて公表する。

持参：令和4年8月3日（水）～ 令和4年8月23日（火）

（土曜、日曜、祝祭日を除く開庁日の8時45分～17時15分）

（4）提出先

柏原市 上下水道部 下水工務課 下水維持管理係

所在地：大阪府柏原市安堂町1番55号

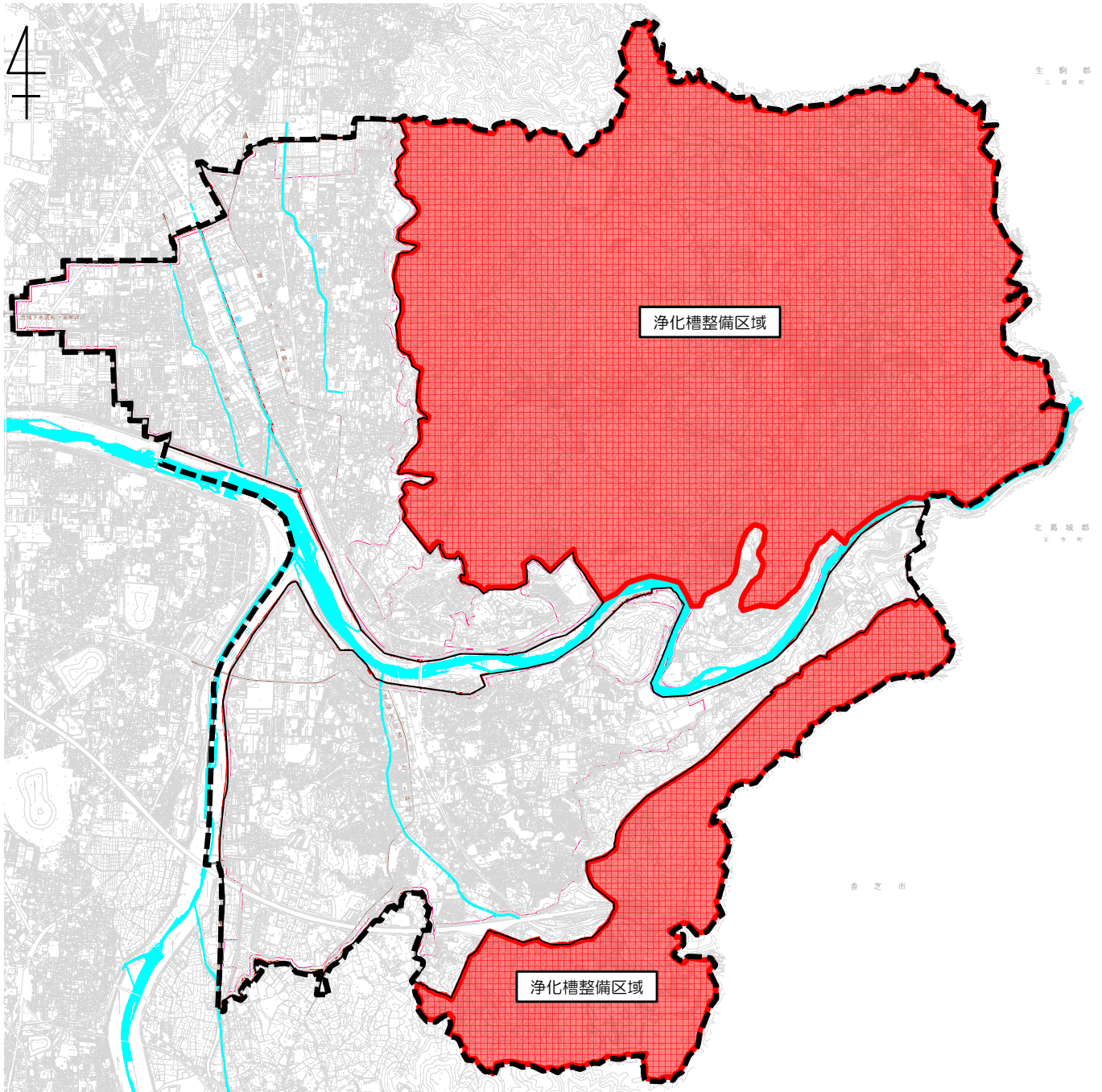
柏原市とSPCとのリスク分担表

| リスク項目 | | リスク分担 | |
|--------------|---|---------------------------------------|--|
| | | 柏原市 | SPC (PFI事業者) |
| 共通リスク | 本事業の住民への周知・理解不足による事業の遅延 | (○) 柏原市は右活動に資料提供等で協力する。 | ○ 住民説明及び関連諸費用(会場設営、資料作成等)はSPCが負担する。 |
| | 住民からの浄化槽設置基数の目標未達 | — | ○ |
| | 制度変更に伴う条例等の重要な変更、事業スキームの重要な変更起因する事業の遅延、契約解除 | ○ 柏原市に起因する契約解除規定により対応する。 | — |
| | 不可抗力(自然災害等)による事業続行不可 | ○ 不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPCに契約解除金を支払う。 | (○) 不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPCは契約解除に伴う一部費用を負担する。 |
| 設置段階リスク | 設置届、工事完了届等、法定要件に係るトラブル | — | ○ SPCがすべて責任を負う。 |
| | 工事計画・工事費を巡る住民とのトラブル | — | ○ SPCがすべて責任を負う。 |
| | 工事の実施に伴う住民・近隣とのトラブル | — | ○ SPCがすべて責任を負う。 |
| | 工事中の自然災害による設備損壊 | — | ○ SPCがすべて責任を負う。 SPCは保険で対応する。 |
| 維持管理段階リスク | 保守点検、法定検査等、法定要件に係るトラブル | — | ○ SPCがすべて責任を負う。 |
| | 保守点検、法定検査に係る機能不全、使用者とのトラブル | — | ○ SPCがすべて責任を負う。 |
| | 想定外の維持管理費用の発生 | — | ○ 不可抗力(自然災害等)に起因するもの以外、SPCがすべて責任を負う。 不可抗力(自然災害等)時は、契約解除規定に基づき、契約解除が可能である。 |
| 資金調達・支払段階リスク | SPCの破綻、契約解除時における損害の発生 | ○ 契約解除の原因者が損害を負担する。 | ○ 契約解除の原因者が損害を負担する。 |
| | SPCの破綻、契約解除時における修復費用の発生 | ○ 柏原市が修復費用を負担する。 SPCに破綻保険の付保を要求する。 | (○) |
| | SPCの破綻、契約解除時における債権者への支払 | — | ○ SPCが負担する。 柏原市への遡及は不可とする。 |
| | 柏原市の買取費用・委託費の支払遅延 | ○ 柏原市はSPCの経過金利負担等の損害を賠償する。 | — |

※ (○)は、当該リスクの一部を限定的に負担するものである。

第2期 柏原市浄化槽整備推進事業

浄化槽整備区域



【別紙 3】

実施方針に関する意見書・質問書

令和 年 月 日

柏原市 下水道事業
 柏原市長 富宅 正浩 様

「第2期 柏原市浄化槽整備推進事業 実施方針」に関して、以下のとおり意見・質問を提出します。

| | | |
|---------|--|--|
| 提出者 | 会社名 | |
| | 所在地 | |
| | 氏名 | |
| | 所属・役職 | |
| | 電話 | |
| | F A X | |
| | 電子メール | |
| 意見・質問箇所 | ページ | |
| | 項番 | |
| | 項目 | |
| 意見・質問区分 | 1 意見 2 質問 (いずれかを○で囲んで下さい。) | |
| 意見・質問内容 | | |

注 1) 意見・質問は、簡潔かつ具体的に記載すること。

注 2) 意見・質問は、この用紙 1 枚につき 1 件とする。意見・質問が複数ある場合は、複写して使用すること。